

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

当ホテルでは、健康ウォーキング会員（以下「会員」という）に対し、2020年より会費入金及びポイント付与を「First Card」で運用して参りましたが、2024年4月より、従来からの現金クーポン券配付に戻すこととし、会員に関するFirst Cardの利用を終了致しました。これにより有効期限がカード利用時1年から半年となります。変更後の有効期限が会員様のライフスタイルと合わない場合は、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しを致しますので、希望される方はホテルまでお申し付けください。払い戻しは、すでに会員を退会された方を除きます。また払戻しは、会員の退会に同意したものとなり、利用約款第8条に基づいた、それまでに付与されたポイント分はすべて差し引いた残高の払戻しとなります。詳細につきましては、以下をご参照ください。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の称号

株式会社ナチュラルグリーンパークホテル

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

First Card(ファーストカード)のうち、ウォーキング会員カード

(ただし、無償ポイント分は除く)

○払戻しの申出期間

令和6年7月18日（木曜日）9時から令和6年9月16日（月曜日）18時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されます。

○申出の方法

令和6年3月にカード残高相当として配付した現金クーポン券を、ファーストカード、健康ウォーキング会員証と共にホテルフロントへご持参ください。

※持参できない場合は、郵送による払戻しを行いますので電話にてご相談ください。

○払戻しの方法

申出金額に基づいて、申出人（会員様）に対し、利用約款第8条に基づいた残高を、10営業日以内に指定の口座番号に振込みます。

※持参できない場合

当ホテルから返信用封筒と、現金クーポン券払戻申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、返信用封筒に未使用現金クーポン券、

ファーストカード、健康ウォーキング会員証を同封のうえ、当ホテルへ返信してください。

必要書類を確認後、申出人が指定する口座へ、利用約款第8条に基づいた残高を、10営業日以内に振込みます。なお、返信用切手代、振込手数料は、当ホテルで負担します。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒756-0023

山口県山陽小野田市千崎128番地(江汐公園内)

ナチュラルグリーンパークホテル TEL : 0836-84-2323 mail : kanri@ngph.co.jp

令和6年7月18日（公告日）